

専門的技術的職種の労働時間―“働き方改革”の行方を考える―

石川 啓雅 公益財団法人・政治経済研究所高岡法科大学

はじめに―本報告の目的―

本報告では、専門的技術的職種である建築・土木・測量技術者の労働時間の検討を通じて、「働き方改革」の行方を考えてみたい。

厚生労働省が毎年公表している「過労死等の労災補償状況」の職種別統計をみると、過労死が最も多いのは専門的技術的職種となっており、そのひとつである建築・土木・測量技術者は度々「上位職種」として登場することが多い(表 1)。

このことから、建設関連の専門的技術的職種は、過労死防止対策を考える際にきわめて重要な職種でもある。

建築・土木・測量技術者は、その多くは建設コンサルタントと呼ばれる業界の職種で、建物や土木構造物の建設に必要な各種調査(測量調査、地質調査)や事業計画案の策定、建物や構造物等の設計等を行っている。したがって、作業の内容は専門性が高く(≒誰もができるわけではなく)、非定型・対人業務という特質を有している。また、建設事業はこのような作業を行う建築・土木・技術者が行う調査計画や設計をもとに実施され、実際に工事を行う建設業と同じく、国・県・市町村等の公共機関を主な顧客(発注者)としているため、働き方もこれら発注機関との関係に大きく規定される側面をもつ。

建設業は運輸業と並んで労働災害や長時間労働の多い業種として知られているが、建築・土木・測量技術者の多くは、建設関連業種の職種ではあるものの、実際に工事を担当する職種ではないこともあって、その労働実態はほとんど知られていない。

そこで、以上のような建築・土木・測量技術者の労働時間の動向について、建設コンサルタント業界の労組である建設関連産業労働組合連合会(建設関連労連)の資料(組合員アンケート調査結果)により確認すると、11 月単月の調査に基づくものとはいえ、2013 年を境に大きく減少している(図 1)。この背景には、人手不足により業界として長時間労働による経

表 1 建築・土木・測量技術者の過労死
(労災請求件数)

		脳・心疾患		精神障害	
		専門的・技術的職	建築・土木・測量技	専門的・技術的職	建築・土木・測量技
20	2008	889	123	927	227
21	2009	767	104	1136	241
22	2010	802	73	1181	273
23	2011	898	124	1272	318
24	2012	842	133	1257	274
25	2013	784	101	1409	307
26	2014	763	102	1456	347
27	2015	795	118	1515	325
28	2016	825	91	1586	361

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」、H20～28年より作成

営が限界に至ったこと、過労死防止対策法の成立、電通事件のような過労死事案が次々と明るみに出て非常識な働かせ方がもはや社会的に容認されなくなってきたこと、政権交代による建設需要の増大で経営環境が大きく好転したことがあげられる。

しかしながら、傾向としては減少の方向に動いているとはいえるものの、絶対的な労働時間の長さは未だ 2300hr を超過しており、年間残業時間は 550hr で、厚生労働省が 36 協定の指導基準の最低ラインとしている年間 360hr を大幅に上回る。さらに、残業時間別の月実施人数の分布をみると、80hr、100hr といった過労死基準の働き方をしている労働者が依然として多く、事態の改善には程遠いのが現実である(図2)。東日本大震災の復興関連需要、アベノミクスによる財政出動、2020 年開催予定の東京オリンピックにより建設需要が拡大基調にあり、仕事が増えている状況が推測される現状からは、平均労働時間の減少を額面通りに受け止めて、事態の改善なり“働き方改革”(生産性向上)の成果とみるには大きな疑問が残る。

そこで、本報告では、建築・土木・測量技術者の勤怠データ(出退勤記録)から労働時間の把握を行い、平均レベルで一見減っているようにみえる労働時間の減少の中身について考えてみたい。その上で、過労死防止対策としてみた場合、現在、政府主導で進められている働き方改革の方向性、「生産性の向上」が事態の改善にどの程度つながるものであるかを検討する。

なお、本報告では、扱うデータの関係から、労働時間の把握方法について併せて言及したい。

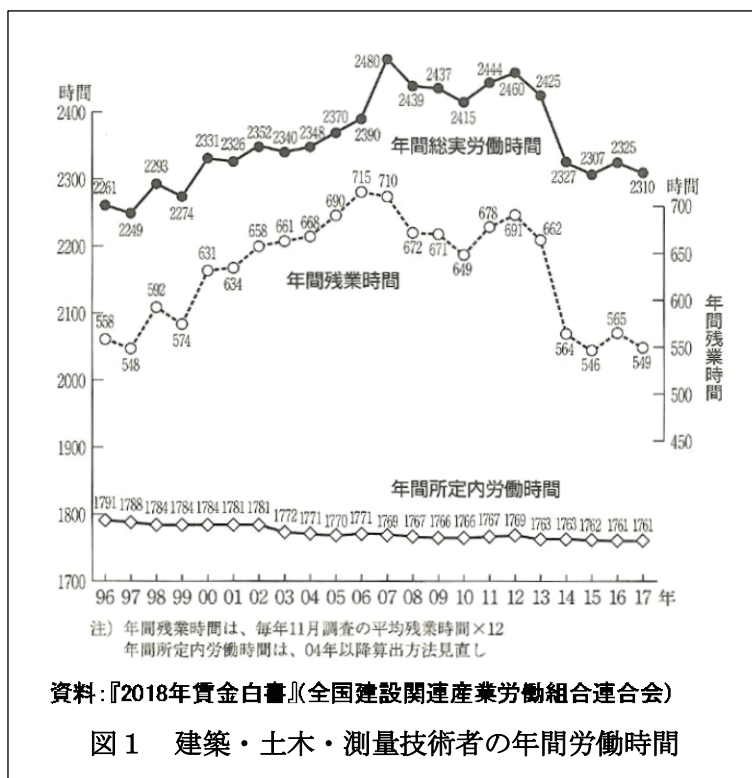


図1 建築・土木・測量技術者の年間労働時間

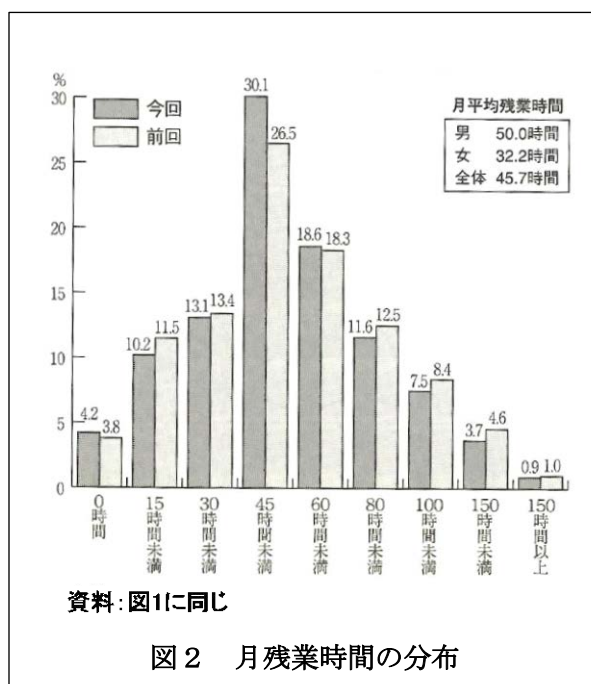
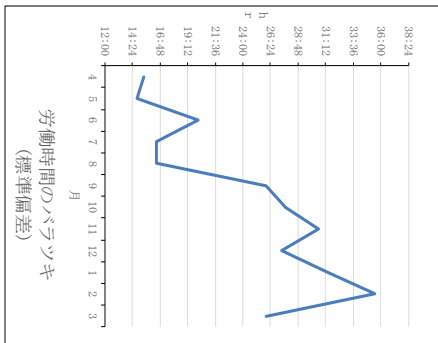


図2 月残業時間の分布

建築・土木設計技術者の労働時間

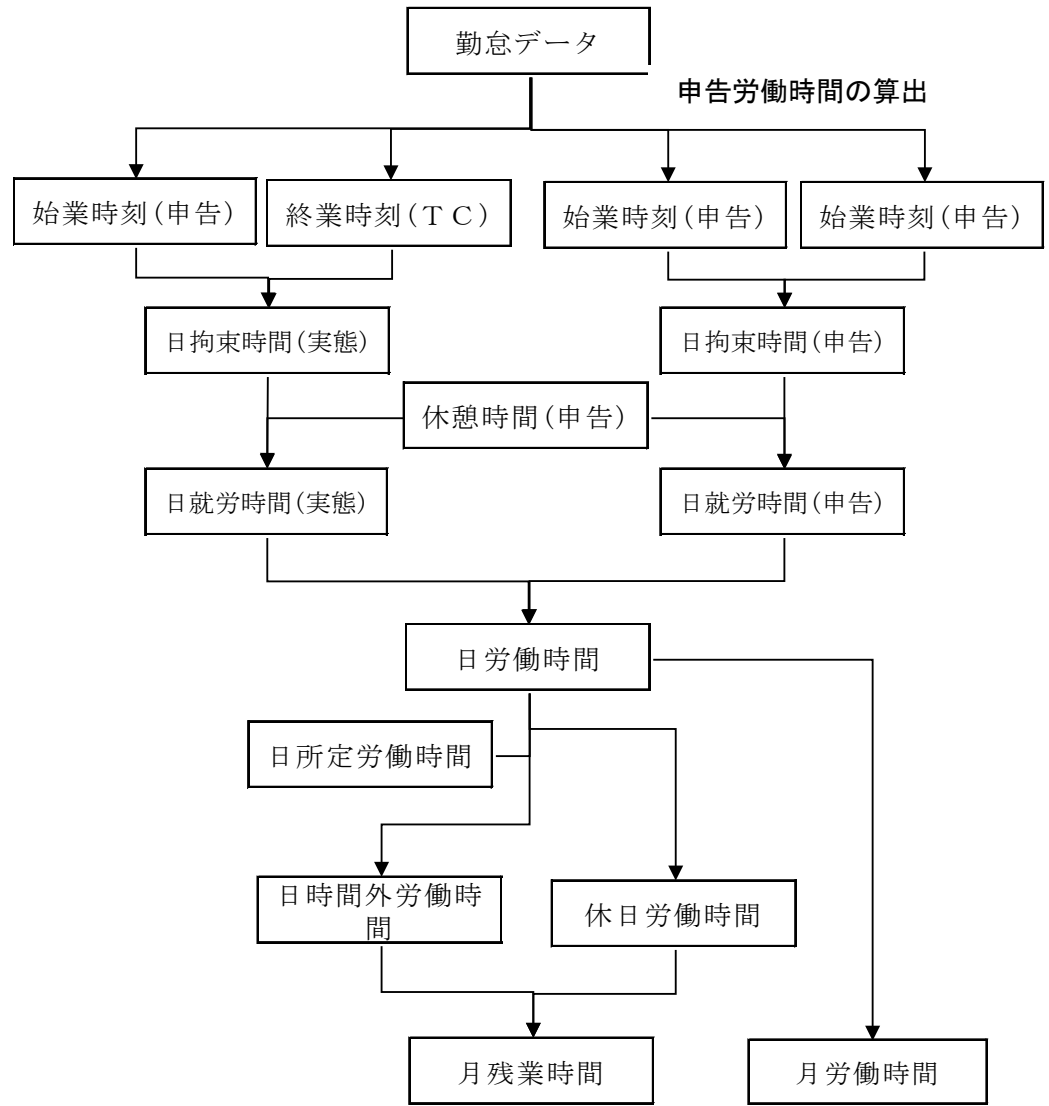
[illegible]

單位: hr



- ・ 月平均時間はいづれも 45hr 未満
- ・ しかし、45hr 超の労働をしている人間は多い。
- ・ しかも、特定の人間に偏る傾向があり、60hr 超、80hr 超になるほどその傾向が強まる。
- ・ 特定の人間に仕事が集中→なぜ？

【補足】労働時間の把握フロー



項目			内容
実態労働時間	始業時刻	①	申告時刻
	終業時刻	②	T c 時刻(退勤時刻) ※データ欠損の場合は申告時刻
申告労働時間	始業時刻	①	申告時刻 ※実態労働時間に同じ
	終業時刻	②'	申告時刻
日拘束時間(実態)		③	② -①
日拘束時間(申告)		③'	②' -①
日休憩時間		④	申告時間
日就労時間(実態)		⑤	③ -④
日就労時間(申告)		⑤'	③' -④
日労働時間		⑥	⑤か⑤' のどちらか長い方
日所定労働時間		⑦	8 : 00 ※就業規則
日時間外労働時間		⑧	⑥-⑦ ※所定労働日
休日労働時間		⑨	⑥ ※休日
月時間外労働時間		⑩	Σ⑨⑩ 日時間外労働時間と休日労働時間の積み上げ